

寒川町一般職の職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する
規則をここに公布する。

令和2年12月15日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町規則第28号

寒川町一般職の職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部
を改正する規則

寒川町一般職の職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則(昭和39年寒川町規則第1号)の一部を次のように改正する。

第2条中第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

- (5) 法第26条の5第1項の規定により自己啓発等休業をしている職員
- (6) 法第26条の6第1項の規定により配偶者同行休業をしている職員

第6条第2項中第3号を第6号とし、第2号を第5号とし、第1号の次に次の3号を加える。

- (2) 法第26条の2第1項の規定により修学部分休業の承認を受けて勤務しなかった期間については、その2分の1の期間
- (3) 法第26条の5第1項の規定により自己啓発等休業をしている職員として在職した期間については、その2分の1の期間
- (4) 法第26条の6第1項の規定により配偶者同行休業をしている職員として在職した期間については、その2分の1の期間

第8条第2号中「及び第4号」を「から第6号まで」に改める。

第12条第2項中第10号を第13号とし、第2号から第9号までを3号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の3号を加える。

- (2) 法第26条の2第1項の規定により修学部分休業の承認を受けて勤務しなかった期間
- (3) 法第26条の5第1項の規定により自己啓発等休業をしている職員として在職した期間
- (4) 法第26条の6第1項の規定により配偶者同行休業をしている職員として在職し

た期間

附 則

この規則は、公布の日から施行する。